やし砂糖 第 17.02 項

ዹ 貨物概要

砂糖椰子の花房の軸を切ってでる液を採取し、その液を煮詰めて濃縮液を作り、真空乾燥させ、粉砕機で粉末にしたもの。

成分:やし砂糖100%(糖分92%)

糖類の含有量:しょ糖86.4%、ぶどう糖2.8%、果糖2.8%

(1袋当りの重量)

500g入り(ポリプロピレン袋)

→ 分類

関税率表第 1702.90 号 - 1 (統計番号 1702.90-190)の分みつを行っていない、やし砂糖

→ 分類理由

やし砂糖は、第 17 類の糖類に分類されますが、甘しゃ(さとうきび)及び甜菜(サトウダイコン)から得た砂糖ではなく、ヤシ科の植物から得た砂糖なので、第 17.01 項には分類されず、その他の糖類として第 17.02 項に分類され、何も添加しておらず、遠心分離機による分みつ工程も行っていないため、上記のとおりの分類となります。

なお、濃縮液の段階で分類するとした場合は、砂糖水となり、関税率表第 1702.90号 - 2 (統計番号 1702.90 - 219)に分類となります。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。 (具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)